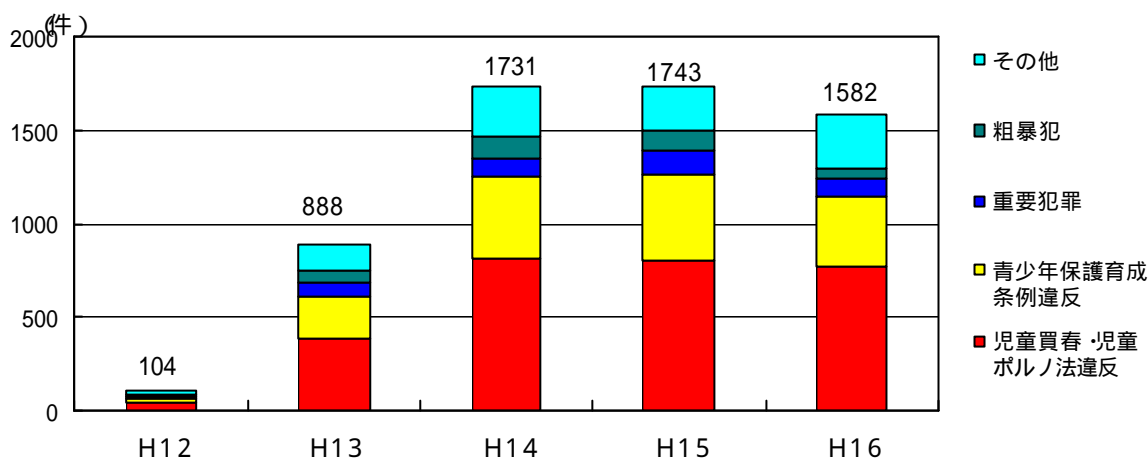


平成16年中のいわゆる出会い系サイトに関係した事件の検挙状況について

1 出会い系サイトに関係した事件の検挙件数

平成16年中のいわゆる出会い系サイトに関係した事件として警察庁に報告のあった件数は1,582件であり、前年(1,743件)と比べて161件(9.2%)減少した。



(件)

	H12	H13	H14	H15	H16	増減
児童買春・児童ポルノ法違反	41	387	813	810	768	-42 (-5.2%)
青少年保護育成条例違反	20	221	435	448	377	-71 (-15.8%)
児童福祉法違反	1	16	117	82	87	+5 (+6.1%)
重要犯罪(殺人・強盗・強姦等)	15	73	100	137	95	-42 (-30.7%)
粗暴犯(暴行・傷害・脅迫・恐喝)	7	66	128	108	58	-50 (-46.3%)
出会い系サイト規制法違反	-	-	-	5	31	+26 (+520%)
その他	20	125	138	153	166	+13 (+8.5%)
計	104	888	1,731	1,743	1,582	-161 (-9.2%)

「その他」の中には、窃盗44件(+5)、詐欺51件(+19)、売春防止法違反21件(±0)等を含む。

2 主な特徴

重要犯罪(殺人・強盗・強姦等)は95件で、前年と比べて42件(30.7%)減少。

出会い系サイトへのアクセス手段として携帯電話を使用したものが、1,519件(96.0%)。

被害者1,289人のうち、18歳未満の児童が1,085人(84.2%)。

児童買春の被害児童数は616人で、前年と比べて103人減少。

なお、平成16年中の児童買春被害児童総数は、1,617人で、前年と比べて71人増加。

3 出会い系サイト規制法違反の検挙件数等

不正誘引(法第6条)[平成15年9月13日施行]

・平成16年中における検挙件数は31件。

・31件の中には、人(児童を除く。)を児童との性交等の相手方となるように誘引した児童の検挙6件を含む(法第6条第2号違反)。

事業者に対する是正命令(法第10条)[平成15年12月1日施行]

・施行後、命令は発せられていないが、法第7条(児童の利用の禁止の明示等)又は第8条(児童でないことの確認)の措置義務に違反していると認められる事業者(47サイト)に対し、警告を行った。

2 被疑者の出会い系サイトへのアクセス手段 (件)

区分 \ 年	H 1 2	H 1 3	H 1 4	H 1 5	H 1 6
携帯電話	59(57%)	714(80%)	1,672(97%)	1,659(95%)	1,519(96%)
パソコン	45(43%)	174(20%)	59 (3%)	84 (5%)	63 (4%)
計	104	888	1,731	1,743	1,582

3 被害者の年齢・性別 (人)

区分 \ 年	H 1 2	H 1 3	H 1 4	H 1 5	H 1 6
被害者数	1 0 2	7 5 7	1 , 5 1 7	1 , 5 1 0	1 , 2 8 9
児 童	71(70%)	584(77%)	1,273(84%)	1,278(85%)	1,085(84%)
うち女性	68[96%]	574[98%]	1,255[99%]	1,262[99%]	1,076[99%]
18歳以上	31(30%)	173(23%)	244(16%)	232(15%)	204(16%)
うち女性	28[90%]	125[72%]	143[59%]	133[57%]	118[58%]

「児童」とは、18歳未満の者をいう。

()は、「被害者数」に対する割合、[]は、「児童」及び「18歳以上」の各年齢層に占める割合。

4 被害者のうち小学生・中学生・高校生の数 (人)

性別 \ 小中高別	小学生	中学生	高校生	計
計	3	3 7 2	5 3 8	9 1 3
女 性	3	3 7 1	5 3 2	9 0 6
男 性	0	1	6	7

「高校生」には、児童ではない者(18歳)を含む。

5 事件検挙事例

【児童買春・児童ポルノ法違反（児童買春・児童ポルノ）】

被疑者は、携帯電話の出会い系サイトを通じて知り合った女子高校生とホテルで児童買春をした後、携帯電話で同児童の性器等を撮影して児童ポルノを製造した。

（平成16年7月・静岡）

【児童買春・児童ポルノ法違反（児童買春・児童ポルノ）】

被疑者は、携帯電話の出会い系サイトを通じて知り合った女子高校生2名を誘い出し、現金を与える約束をして車内で児童買春をするとともに、同児童の姿態等をビデオカメラで撮影して児童ポルノを製造した。

（平成16年9月・富山）

【児童買春・児童ポルノ法違反（児童買春）】

被疑者は、携帯電話の出会い系サイトを通じて知り合った女子中学生に対し、現金6万円を供与する約束をして児童買春をした。

（平成16年12月・神奈川）

【青少年保護育成条例違反】

被疑者は、携帯電話の出会い系サイトを通じて知り合った女子中学生を誘い出し、ホテルで性交した。

（平成16年8月・愛知）

【児童福祉法違反】

被疑者3名は共謀の上、携帯電話の出会い系サイトの掲示板に「カラオケ連れて行ってきて、たばこ買ってくれる人いませんか」と掲載した女子中学生2名を勧誘し、経営するファッションヘルスでヘルス嬢として使用した。

（平成16年11月・広島）

【強盗】

少年2名(男女各1名)は共謀の上、携帯電話の出会い系サイトを通じて知り合った男性と待ち合わせ、現場に現れた同男に対して木刀で殴って負傷させるとともに、車内から現金3万5,000円及びバッグ等を強取した。

（平成16年11月・埼玉）

【強姦】

被疑者4名は共謀の上、携帯電話の出会い系サイトを通じて知り合った女性を車両に乗せ、人里離れた山間部まで連れて行き、同所に駐車した車内で強姦した。

（平成16年8月・北海道）

【誘拐】

被疑者2名は、携帯電話の出会い系サイトを通じて知り合った女子少年2名を誘い出し、車内に同女らを監禁し、現金及びカバン等を強取し、さらに同女の両親らに230万円を振り込むように要求した。

(平成16年1月・大阪)

【強制わいせつ】

被疑者は、携帯電話の出会い系サイトを通じて知り合った女子小学生を未成年者であることを知りながら誘い出し、車内で乳房に触るなどの猥褻な行為をした。

(平成16年12月・山梨)

【傷害】

被疑者は、携帯電話の出会い系サイトを通じて知り合った女子高校生に対し、対償を供与する約束をして性交したが、約束の対償を支払わなかったことで同児童の友人等に取り囲まれたため、危険を察知して車両を急発進させ、男性にけがを負わせた。

(平成16年9月・香川)

【脅迫】

被疑者は、携帯電話の出会い系サイトを通じて知り合った女性に対して、交際を続けるよう求めるため、「写真をインターネットに公開する。」などと携帯電話でメールを送り、脅迫した。

(平成16年9月・徳島)

【恐喝】

被疑者は、携帯電話の出会い系サイトを通じて知り合った女性に対し、別の機会に撮影した同女の胸部裸体の写真を電子メールで送信して買い取るよう求め、これに応じなければ危害を加える旨脅迫し、現金21万円を喝取した。

(平成16年7月・警視庁)

【出会い系サイト規制法違反】

被疑者は、自己が管理する出会い系サイトの掲示板に書き込まれた不正誘引書き込みの年齢欄を変更して再度掲載し、人を児童の性交等の相手方となるよう誘引した。

(平成16年6月・大阪)

【出会い系サイト規制法違反】

被疑者は、携帯電話の出会い系サイトに「中とか高の子とかで、お財布中が超きびしい子いませんか？...会える子いたら助けるよ。」などと書き込み、対償を与えることを示して児童を異性交際の相手方となるように誘引した。

(平成16年11月・石川)

【窃盗】

少年ら(女5名)は共謀の上、携帯電話の出会い系サイトを通じて知り合った男性をホテルに誘い出し、男性の隙を見て現金約4万円入りの財布を窃取した。
(平成16年10月・福島)

【詐欺】

被疑者は、携帯電話の出会い系サイトを通じて知り合った男性に、「借金が主人にばれて困っているので金を貸して欲しい。」等と申し向け、88万7,000円を騙し取った。
(平成16年11月・岡山)

【逮捕監禁】

被疑者2名は、携帯電話の出会い系サイトを通じて知り合った女子高校生に対し、「女友達を紹介するまで帰さん、わしはやくざやった」等脅迫し、同人を自動車の後部座席に乗車させ、暴行を加えるなどして監禁した。
(平成16年8月・兵庫)

【通貨偽造・同行使】

被疑者は、携帯電話の出会い系サイトを通じて知り合ったデリヘル嬢との性交の対価として、自宅のパソコン、プリンター等を使用して作成した偽の一万円札を使用した。
(平成16年9月・大分)